

建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可基準

第1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）第43条第2項第二号の規定による許可（以下、「法第43条の許可」という。）に係る建築物（以下、「計画建築物」という。）について、特定行政庁である愛知県知事（以下、「知事」という。）が「交通上、安全上、防火上及び衛生上（以下、「安全上等」という。）支障がない」と認める際に必要な内容を示すものである。また、知事が法第43条の許可をしようとする際に、許可相当として愛知県建築審査会（以下、「審査会」という。）に、許可に係る同意を求める場合の内容を示したものである。

第2 運用方針

知事が法第43条の許可をするにあたっては、第3の許可基準に適合するものを対象とする。

ただし、申請の内容が、建築計画の内容、敷地の周囲の土地利用の状況等からみて、この基準によることが必ずしも適切でないと思われる場合にあっては、それぞれの規定の趣旨に従い、総合的な判断に基づいて運用する。

第3 許可基準

計画建築物は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下、「省令」という。）第10条の3第4項に定める基準のうち、第一号を適用する場合にあっては1に定める基準、第二号を適用する場合にあっては2に定める基準、第三号を適用する場合にあっては3に定める基準にそれぞれ適合するものであること。

1 計画建築物の敷地（以下、「敷地」という。）の周囲に公園、緑地、広場等広い空地进行を有する場合の基準

省令第10条の3第4項第一号を適用する場合にあっては、次の各号に適合するものであること。

- (1) 当該空地は、管理者が市町村等の公的機関の管理であることにより、将来にわたり安定的に存続するものであること。
- (2) 計画建築物の利用者が当該空地を通行利用することについて、将来にわたり管理者の使用許可等が得られたものであること。
- (3) 当該空地は、計画建築物の用途、規模、構造に応じて、安全上等支障ない形状、規模等であること。
- (4) 敷地は当該空地に2メートル以上接するものであり、当該空地は法第42条に規定する道路に有効に接するものであること。

2 敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道に接する場合の基準

省令第10条の3第4項第二号を適用する場合にあっては、次の各号に適合するものであること。

- (1) 当該道は、土地改良事業、農道整備事業、港湾事業により整備された道又は河川管理用通路等とし、市町村等又はこれに準ずる公的機関が管理しているものであること。
- (2) 計画建築物の利用者が当該道を通行利用することについて、管理者の使用許可等が得られたものであること。

- (3) 敷地は当該道に2メートル以上接し、当該道は法第42条に規定する道路まで4メートル以上の幅員を有していること。
- (4) 当該道を法第42条第1項に規定する道路とみなした場合に、計画建築物及びその敷地が、法第6条に規定する建築基準関係規定に適合していること。

3 敷地が通路に接する場合の基準

省令第10条の3第4項第三号を適用する場合にあっては、次の各号に適合するものであること。

- (1) 当該通路は、現に通行の用に供している通路で、市町村等の公的機関の管理に属する、幅員1.8メートル以上の通路とする。
- (2) 敷地は、当該通路に2メートル以上接し、当該通路は法第42条に規定する道路まで1.8メートル以上の幅員を有していること。
- (3) 計画建築物の用途は、一戸建ての住宅又は兼用住宅（法別表第2（い）欄第二号に掲げるものに限る。）であること。
- (4) 当該通路を法第42条第2項に規定する道路とみなした場合に、計画建築物及びその敷地が、法第6条に規定する建築基準関係規定に適合していること。

第4 包括同意基準

第3許可基準のうち、次のいずれかに該当するものについては、許可手続きの迅速化、簡素化を図るため、知事が審査会にあらかじめ同意を得たものとして取り扱うものである。

なお、知事はこの基準により法第43条の許可をしたときは、遅滞なく審査会に報告するものとする。

- (1) 第3許可基準の2に該当するもの
- (2) 第3許可基準の3に該当するもののうち次のいずれかに該当するもの
 - ア 過去に建築確認を受けた敷地における建替え又は増築
 - イ 当該通路と法第42条に規定する道路の関係が次に掲げる基準に適合するもの
 - (ア) 敷地に接する当該通路の両端が道路に接すること。
 - (イ) 当該通路が接する道路のいずれかは幅員4メートル以上の道路とし、かつ、その道路から敷地境界までの当該通路の距離が100メートル以下であること。
 - (ウ) 当該通路の幅員（両端の道路の間）が2.7メートル以上であること。
- (3) 法第43条の許可を受けて工事完了までの期間に、計画建築物の変更により改めて許可を必要とする場合において、許可時の基準を満たしており許可の内容に影響を与えないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 敷地の形状・面積の変更
 - イ 敷地が空地、道又は通路と接する長さの変更
 - ウ 計画建築物の建築面積、床面積又は高さの変更

附 則

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。